

## 皇國農村確立と自作農創設政策

——太平洋戦争期の農地政策——

自創事業の拡充 自作農創設維持事業（以下、自創事業という）は、日本が国内的には階級協調をはかりつつ中国に対してさらにあらたな軍事略取にのりだした一九三七年、その事業規模を拡大し、さらに翌三八年の農地調整法の制定によってこの事業を推進するうえでの法令上の整備がおこなわれた。

もともと、第一次大戦以後、小作争議が本格化し、地主の小作料収奪の後退と大地主層を中心とする地主の土地売却がはじまるなかで、主として「農村平和」を回復するための小作争議対策として一九二六年から本格的に開始された自創事業（同年「自創補助規則」公布）は、当初その規模はごく限られたものであった。それは、今

後二五年間に全小作地面積のわずか二三分の一でいどの、一二万七〇〇〇ヘクタールにつき本事業を実施しようというものであった。

ところが、日中戦争がはじまり、農業生産力の維持増進が重要課題として登場して来る三七年に、事業規模は今後二五年間に、小作農家の四分の一強（約一〇〇万戸）、全小作地の七分の一強（四一七〇〇〇ヘクタール）を対象とする計画に拡充更新された。

「経営安固ニシテ専ラ農業ニ精励シ得マタ土地生産力ノ培養ニ依ル利益ハ悉ク自己の収益ニ帰スルヲ以テ克ク土地ヲ改良シ地力ノ増進ニ努メ農産物ノ増収ヲ図ルコト著シキモノア」る自作農、そしてまた、「思想堅実土着

暉 峻 衆 三

ノ精神ニ富ミ農村ノ中堅トシテ地方ノ繁栄ニ努メ地主小作ノ関係ヲ融和スル等農村ノ堅実ナル発達ヲ期スルニ於テ重要ナル地位ヲ占<sup>(1)</sup>める自作農を、できるだけ多く創設維持すること。それは、戦争・ファシズムへの移行下に、「農村平和」とともに農業生産力の維持培養がとりわけ重視されねばならなくなつたいま、きわめて重要な課題となつた。三七、八年段階の自創事業の拡充強化の背景にはこのような事情があつた。

だが、この自創事業は、土地売却を地主の自由意思に委ねることを建前とする以上、戦争経済の進展のもとで、その実績が、限られた事業計画さえ大きく下まわることにならざるをえなかつた。日中戦争開始以来の農地価格の急速な騰貴傾向のもとで、予算面からも、買手である農民の側からも、この事業の進捗は困難にされたし、逆に、地価高騰を臨時農地価格統制令によっておさへようとする<sup>(2)</sup>と、この事業に対する地主の協力が得難くなるという矛盾に不断にさらされることとなつた。このようにして、三七、八年に拡充強化された自創事業も、日本の地主的土地所有制度をその根幹にせまつてこれを上から編成替えするといふようなものではおよそなかつた

のである。<sup>(3)</sup>

農村「自己崩壊」の危機 ところで、日中戦争からさらに太平洋戦争へと戦局が大きく進展するもつて、自創事業はあらたな課題を付与されつつさらにその規模を拡大することとなつた。

日中戦争から太平洋戦争へとすすむなかで、農業生産の一大基盤である耕地の潰廃(第一表)と、男子を中心に工員や兵員としての農業者の脱農流出(第二表)が急激に進行した。また、そのこととむすびついて、二ヘクタール以上経営農家層ならびに専業農家も急減し、兼業農家は逆に急増した(兼業農家割合…三八年 $\parallel$ 五五% $\downarrow$ 四三年 $\parallel$ 六六%)。これらの現象は、さらに四〇年にかけてみられた農家戸数そのものの漸減傾向とあいまって、まさに「大和民族培養」と食糧供給の一大源泉である日本農村が「自己崩壊」の危機に瀕しつつあるものとして、四三年当時、体制の側にも意識された。

すなわち、「コノママニ推移センカ農業人口定有目標(四割確保—暉峻)ノ達成ハ得テ望ミ難キトコロナルノミナラズ農村ハ自己崩壊ノ一途アルノミト謂ハザルベカラズ、カクシテ農村ハ民族ノ源泉タル実ヲ失ヒ食糧確保

(99) 皇国農村確立と自作農創設政策

第1表 耕地の拡張・潰廃面積 (単位: 100ヘクタール, △=マイナス)

	田			畑		
	(拡張)	(潰廃)	(差引)	(拡張)	(潰廃)	(差引)
1935	135.0	143.3	△ 8.3	409.0	193.1	215.9
36	103.3	94.0	9.3	406.0	154.3	251.7
37	72.5	91.1	△ 18.6	308.8	147.7	161.1
38	64.9	181.2	△116.3	258.6	288.6	△ 30.0
39	82.9	111.7	△ 28.8	234.3	197.8	△ 66.5
40	88.7	130.2	△ 41.5	217.9	214.5	3.4
41	50.3	123.0	△ 72.7	217.1	334.4	△117.3
42	69.2	131.1	△ 61.9	219.2	447.0	△227.8
43	43.0	240.3	△197.3	174.4	427.6	△253.1
44	45.0	348.7	△303.7	115.1	597.0	△481.9
45	41.4	339.2	△297.8	240.3	675.4	△435.1

資料) 農政調査委員会編「改訂日本農業基礎統計」1977年 58頁より作成。

注) 1941年以降は「潰廃」に「人為的な耕地放棄」をくわえている。この統計についてくわしくは同統計書 58, 59頁注記参照。

第2表 有業者中の農業者の推移 (1,000人)

	有業者総数			農業者 (内, 男)		
	(総数)	(総数)	(内, 男)	(総数)	(総数)	(内, 男)
1930年	29619.6 (100.0)	14140.1 (100.0)	7743.1 (100.0)	[100.0]	[47.7]	[47.7]
40	32482.5 (109.7)	13841.6 (97.9)	6618.4 (85.5)	[100.0]	[42.6]	[85.5]
44	28958.3 (97.8)	11667.2 (82.5)	4654.5 (60.1)	[100.0]	[40.3]	[60.1]

資料) 同上132~3頁より作成。原資料は各年「国勢調査報告」。

らかに性格を異にしていった。またそれは、太平洋戦争末期に、砲撃や海路遮断によって日本の農工生産力それ自体が全面的崩壊の危機にさらされるに至ったときのことともちがっていた。それは、昭和恐慌をすでに脱して景気が回復し、軍需に先導されつつ工業生産が全体として

重要使命ヲ完遂シ得ザルコトナルベク大東亜建設ノ大理想ノ実現上一大支障トナルガ如キ由々シキ結果ヲ生ズルコトナキヲ保セズ」と。もちろん、ここでいう「自己崩壊」の危機は、かつて昭和恐慌下に小作農から地主にまたがる農村の全階層が経済的破綻につきおとされたときのそれとはあき

てなお発展しつづつあった段階の日本農村の「自己崩壊」の危機であった。

「コノ前ノ經濟更生運動ノ起リマシタアノ原因トナツタ農村ノ行詰リトハ」ちがつて、「今度ノ情勢ハ農家ノ個々ノ經濟ハ必ズシモ行詰ツテキナイ。タダ……労働状態ニオキマシテモ、生産ノ状況ニオキマシテモ、マコトニ農村トシテミルト憂フベキ状態デアルガ、個々ノ農家ノ經濟ニ於テ……收入ヲ図ルタメニハ米麦等ニ一生懸命ニナルヨリモ、他所ノ工場ヘデモイッテ日傭稼ギヲスルトズトヨク經濟的ニハ恵マレル、サウ云ツタコトガ多イ」(橋本伝左衛門<sup>5)</sup>)、こういつた状況での日本農村の「自己崩壊」の危機だった。そういう点では、日本經濟を支える枠組みは大きく異なっているとはいえ、戦後の一九六〇年代の「高度成長期」を中心にあられた農業状況——兼業化の急進、農家所得の兼業所得への依存の強化——にあるいみでは似ていた。

ところで、このような日本農村の「自己崩壊」の危機の進行のもとで、「昭和一五年ニオケル農家戸数ハ昭和一一年ニ比シソノ絶対数ニオイテ約一七八〇〇〇戸ノ減少ヲ示シ自作農家、小作農家、自作兼小作農家共ニ減

少ノ傾向ニ在」るなかで、自作農家だけはその「減少割合モットモ僅少ニシテ自作地面積ハ僅カ作ラムシロ増加ノ傾向」にあることが指摘された。このことこそ、「自作農家ハ經濟上ナラビニ生産上ニオケル諸条件ノ著シキ変化ニモ拘ラズ不動ノ皇國農民トシテ農村ノ基礎ヲ形成シ真ニ民族培養ノ永遠ノ源泉タルコトヲ如實ニ示セルモハ」(傍点—暉峻)、とされた。

「皇國農村確立促進」政策 このようにして、農地の潰廃がすすみ、農業生産の担い手、「大和民族」の源泉である農民の脱農流出がげしくすすむこの日本農村の「自己崩壊」の危機に直面して、いまや体制によって「皇國農民ノ維持培養ガ不動ノ國策トシテ決定」<sup>7)</sup>されるに至り、その一環として自創事業も飛躍的に拡充強化されることとなった。それは、「皇國農村確立促進」政策<sup>8)</sup>(一九四二年一月一二日の閣議決定を契機)のなかに包摂されつつ推進されることとなった。

右の「皇國農村確立促進」政策は、それに先立って閣議決定されていた、(イ)「基本國策要綱」(四〇年七月)、(ロ)「人口政策確立要綱」(四一年一月)、(ハ)「大東亜ノ農林水産畜産業ニ関スル政策及交通基本政策」(四二年

七月、なおこの「政策」は閣議決定に先立って大東亜建設審議会で決定されていた)など一連の基本政策をふまえて立案された。中国からさらに東南アジアへと日本が侵略を拡大強化するなかで、米英をはじめ欧米「列強」との矛盾・対立はふかまり、石油・屑鉄・機械類といった重要物資の対日輸出制限・禁止があいついでおこなわれた。従来、絹綿紡織品の輸出によって米欧からこれらものを入手してきた日本にとって、いまや基軸的再生産構造の転換、「日満支」を一体とする自給体制Ⅱ再生産構造のあらたな構築(「経済新体制確立」)をここに迫られることとなった。

このような状況のもとで、(イ)はその「根本方針」に、「皇国ヲ核心トシ日満支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亜ノ新秩序ヲ建設スル」こと、それに対応して「日満支ヲ一環トシ大東亜ヲ包容スル皇国ノ自給自足経済(を)確立」することをうたい、そのもとで、「特ニ重化学工業及機械工業ノ画期的発展」、「主要食糧ノ自給方策ノ確立」、「農業及農家ノ安定発展ニ関スル根本方策(の)樹立」を重要施策としてかかげている。

また、(ロ)は日本の「農村ガモットモ優秀ナル兵力及勞

力ノ供給源タル現状ニ鑑ミ、内地農業人口ノ定数ノ維持ヲ図ルト共ニ、日満支ヲ通ジ、内地人口ノ四割ハ、コレヲ農業ニ確保スル如ク措置スルコト」(傍点―暉峻)、をうたっていた。四〇年の「国勢調査」の数字によると、農業有業者、農家人口の割合はほぼ四一、二%であったから、政策意図は、今後の戦争と工業化の進展のもとでも、農業(家)人口を少なくとも四〇年段階の水準には維持したいというところにあったといっている。

また、(ハ)では、農村を「健民健兵の培養地」とすべく国内人口の四割を農村に確保するとともに、さらに食糧自給のために、耕地開拓・交換分合を強力に推進して、生産性の高い適正経営農家を設定し、従来の自創事業を一段と強化し、共同化・機械化を促進すること、などをうたっていた。

右の(イ)↓(ハ)の諸点を総合する形で立案された四二年の「皇国農村確立促進」政策は、「大東亜建設ニ伴フ人口及民族政策ノ根本趣旨ニヨリ大和民族培養ノ源泉トシテソノ人口ノ一定量ヲ農村ニ確保スルコトヲ策定スルト共ニ主要食糧自給力ノ充実ヲ実現スルタメ皇国農業及農民ノ維持培養基地トシテ真ニ相応ハシキ皇国農村ノ確立ヲ

期」すことをかけた。四〇年当時、唯一の合法「無産政党」であった「社会大衆党」ならびにそのごその系譜をひく潮流も、農村が「国民食糧ノ生産者」、「国民労働力ノ源泉」、「国民人口ノ基礎」、「国民兵力ノ基底」、「民族血ノ源泉」デアリ高度国防国家ノ礎石<sup>(9)</sup>であるという基本認識のもとで、すでに体制側に同調していた。

こういった状況のもとで立案された「皇国農村確立促進」政策は、具体的には、(一)、全国農村のなかから適当な農村を選定し、経済情勢の急変のもとでも「毅然トシテ永ク農業ニ精進」<sup>(11)</sup>（「標準農村設定要綱案」）しうる「適正経営農家」の確立を中心として「標準農村」をつくる、(二)、そのさい、「自作農家ハ矜特ヲモツテ農業ニソノ全カヲ傾倒シウル皇国農民ノ中核タルノ事実ニ鑑ミ」<sup>(13)</sup>、経営の基本を家族労働力と主要食糧の生産におき、さらに家畜飼養を配するところの「専業自作経営」<sup>(14)</sup>を適正経営農家の中心にすえ、そのために自創事業を大幅に拡充強化する、(三)、皇国農民が「毅然トシテ農業ニ精通スルノ気魄ヲ涵養」し、高度の技術を修得するするため、「修練農場組織ノ整備拡充」<sup>(15)</sup>をはかる、以上三点を主な柱としていた。

標準農村はさしあたり初年度（一九四三年度）三〇〇村を指定し、以後逐年拡大する方針とされた。また、自創事業については、既墾地は一九四三―四七年（昭四二）の二、五年間に約一五〇万ヘクタールを対象に自作農創設をおこない、さらに未墾地についても四三―五六の一、四年間に約五〇万ヘクタールの開墾をおこなって自作農を創設する、とされた。いま既墾地だけについても、三七年に拡充された自創事業にくらべても、さらに四倍ちかくの面積規模であり、これによって小作地総面積の半分強の自作化をめざすものだった。既墾地一五〇万ヘクタールといえ、当時の「不在地主の貸付地、および五ヘクタール以上の地主の貸付地を自作化するということに、ほぼ相当する」<sup>(16)</sup>とされた。

そして、自創事業の拡充のために、従来、この事業のための政府資金が行政機構（道府県↓市町村）をとおして融通されていたのを、多年農業金融機関としての実績をもつ産業組合中央金庫・日本勧業銀行・農工銀行・北海道拓植銀行をあらたに資金融通機関化することによって、自創事業資金融通の円滑化と拡大が図られることになった。

ところで、地主的土地所有と零細小作農民経営との對抗がなお日本農業問題の主軸をなし、そのもとで高額現物小作料収取関係が建前としてはなお貫徹していた当時の状況において、一般に自作農が小作農に比して生産力的に優位にたち、<sup>(17)</sup> 経営的・生活的にも安定しており、「農村平和」の安全弁、皇国農村の中核たるにふさわしい存在であると、体制側がとらえ、適正経営農家の中心にすえたことは、あるいみでは当然であった。(この点、農地改革後の一九六〇—七〇年代に「日本農業の中核的担い手」として大型の「借地型経営」を展望・志向する政策的潮流があらわれることと対比)。

問題は、この自創事業と適正経営農家の創設とをどのようにむすびつけうるかにあった。現に耕作している小作農をただ機械的に自作農に転化したのでは敗戦後実施された第二次農地改革がそうであったように、零細自作農制の創設にはなっても、適正経営農家の創設とは到底なりえなかつた。それでは、日本農村が当面する「自己崩壊」の危険を到底防ぎえず、「皇国農民の維持培養」をはかるといふ「不動の国策」も到底実現しうべくもなかつた。

適正経営農家創設と「満洲移民」 このような理由から、自作農として「創設又ハ維持セントスル農家」は、「農業ノ真義ニ徹シ永ク農業ニ精進シウル見込ノアルモノヲ対象トスル」<sup>(18)</sup> (「自創事業ノ整備拡充要綱案」一九四三年四月) という原則があきらかにされ、自創事業と適正経営農家の創設との密接な関連が明確化された。

このことは、適正経営農家の創設と関連して、現にその土地を小作している農民がそのまま自作農たりえない事態が生じうることを政策的にも想定せざるをえなかつたことを意味する。すでに商工業においても企業整備が推進され、中小商工業者の転業と労働力配置転換が強行されつつあつたとき、<sup>(19)</sup> 農業部門についてもこのような政策が提起されることはむしろ当然であつた。

自作化の道を断たれるこのような小作農民のためにこそ、中国から略取した「満州及内地開発農地ヘノ分村」(「自創事業ノ整備拡充要綱案」) 計画が用意されることとなつた。「満州」へのこの「屯田兵」の配置は、中国制圧をつよめソ連邦へのにらみをきかせつつ、「日滿ヲ通ズル主要食糧自給力ノ充実確保ヲ実現スル」<sup>(20)</sup> (「皇国農村確立方策」) ことにも役立つた。

すなわち、「農村部落内ニ於ケル農地事情ニ応ジ分村計画ヲ樹立シ集团的ニ開拓民送出ノ促進ヲ図ルハ当該部落ノ農業新組織建設上緊要ノ事項タルト共ニ時局下重要政策タル滿州開拓及内地開発事業ニ伴フ入植計画ノ実行ヲ進捗セシムル所以」とされ、その分村事業の実施に伴つて「母村ノ農地関係等ヲ整備シ農家ノ経営規模ノ改善調整ヲ図リ以テ農業経営ノ基礎ヲ確立」(「皇國農村確立促進方策」)することがうたわれた。

拓務省官僚の明言するごとく、昭和恐慌による危機を滿州侵略によって打開す方向のもとでうちだされた「農業危機」打開策としての「滿州農業移民」(一九三一年「廣田内閣のもとで二〇〇〇〇〇万戸開拓民送出計画発表、三二年「移民送出開始」)は、もともと「いたずらに健腕を撫しつゝ陰鬱なる空氣に塞さるるのみであった」「無産農家の次三男を目標とし」たものであった。地域的にはがいて東北をはじめ関東・北陸・中部といった、農業生産力・商品經濟の發展度が低くて貧窮農民の多数存在するところの、あるいは蚕糸業が基軸であるため昭和恐慌の打撃がとりわけ甚大だったところの、がいて東日本の農村に移民計画の力点がおかれた。「無一物の

青年がやがて相当な自作農<sup>(22)</sup>になれるというたい文句のもとで、土地に飢えた貧しい農民のあいだでの移民熱がおおられた。

こうして、皇國農村確立のために、專業自作農を基軸に適正經營農家の創設が唱導されるに及んで、農家の次三男のみならず、「永ク農業ニ精進シウル見込」なしとされた貧農層が家を挙げてその土地を離れ、「滿州及内地開發農地」に送りこまれることが企図されるに至った。それに呼応して、彼らが送りこまれる滿州では、移民計画の拡大に対応して、「これまでの移民用地確保の大方針であった『未利用地開發主義』」「熟地不買の原則」を事実上放棄するような、「既耕地の強権的收奪をおこなう<sup>(23)</sup>」方針があらたに採用され(一九四二年一月「滿州開拓第二期五カ年計画」発表)、中国農民の經營地から追いたてがおこなわれた。

内地における皇國農村建設事業のもとで土地と村を失った小作貧農は、日本が略取した滿州の地で「晴れて」自作農家に仕立てあげられ、そのもとで「民族協和の確立達成」(中国人民の土地を収奪しておいて!)、「東亞防衛ニオケル北方拠点ノ強化」、「日滿ヲ通ズル主要食糧

自給力ノ充實確保」の一環である「滿州農業ノ改良発達及増産促進」の三大任務を付与されることとなつた。このようにして、三二年の移民送出開始から四五五年の終戦に至るまでのあいだに、滿州移民は一〇万二二三九戸、二二万一〇〇〇人に達した。だが、戦局の悪化のもとでこの移民計画も挫折を余儀なくされ、敗戦とともに滿州移民はこんどは中国でも土地を一挙に喪失し、悲惨な生活につきおとされることとなることは後述のごとくである。

**自創事業と在村地主** 適正経営農家創設のさい、その土地を耕作する小作農が必ずしも自創事業の対象とはされぬ方針が採用された反面、在村地主、とりわけ在村耕作地主については、できれば「農業ノ真義ニ徹シ永ク農業ニ精進シウル見込アルモノ」として、小作人からの土地とりあげによって彼らを自作化させる方向を政策的に容認したいとする方針があきらかにされた。

「自創事業ノ整備拡充要綱案」は、「永ク農業ニ精進シウル見込アルモノ」を自創事業の対象とすることをうたったあとで、「上述ノ趣旨ヲ実現スルため必要アルトキハ創設セラルル土地ガ小作地ナル場合ニ於テハ必ずシ

モ当該土地ノ小作人ノミヲ対象トスルヲ要セザルモノトスルコト 尚、在住地主ニシテ自ラ耕作ニ従事セントスルモノアル場合ニ於テ此ノ地主ガ真ニ國家ノ要請ニ即応スル適正経営農家タリウベシト認メラルルトキハ、現ニ当該小作地ヲ耕作スル小作人ニ付滿州又ハ内地開墾地ヘノ入植ヲ斡旋スル等万全ノ措置ヲ講ジタル上当該地主ヲシテソノ農業経営ニ必要ナル小作地ヲ自ラ耕作スルコトヲ得セシメ以テ地主、小作人共ニ健全ナル自作農家タラシムル様措置スル」(傍点部分についてはのちの一二頁参照)方針をあきらかにした。

**不在地主を後退させる** すでに記したように、三八年の農地調整法制定のさい、「殊ニ大地主及不在地主ノ小作地ヲ減少セシメ、之ニ農地所有權ノ移ルヲ防止シ、自作農ヲ増加」させる方針が農政当局によりあきらかにされていた。もともと、高額小作料を収奪するのみで、戸数割その他むらびととしての負担や機能を分担しない不在地主・大地主は、農村平和のためにも好ましい存在とはいえなかつた。戦時経済が進展し、主要食糧の増産が一段と緊要化し、そのもつで「増産の基礎的実行機関として、また統制経済の基礎単位として、さらに農業再編成

の楨杵として、部落農業団体のもつ意義・役割がいよいよ重要性をくわえるとともに、部落農業団体の整備強化運動が全国的に展開され、「農村部落の組織化」ということが高唱<sup>(26)</sup>されつつあった。そのような段階に、むらから遊離し、小作料収奪者としてのみ存在する不在地主・大地主を好ましからざる存在だとする風潮は一段とつよまった。このようにして皇国農村建設の一環として自創事業の拡充強化を図るにさいして、まず不在地主・大地主の土地から自創事業の対象にしていこうという方針があらためて農政当局からあきらかにされたのも当然であつた。<sup>(27)</sup>

従来地主層の意向をつよく反映させてきた「帝国農会」も、四二年一月の総会で採択した「農地制度ニ関スル建議」で、「不在地主及大地積ノ農地ヲ有スル在任地主ハ自創事業ヲ行フ団体ヨリ農地購入ノ申入アリタルトキハ積極的ニ協力スルコト」<sup>(28)</sup>をきめていた。また大政翼賛会（一九四〇年設立）の衆院部農林部門審査報告も、一方で、農民組合などにみられた土地国有化、小作権強化の主張を斥けつつ、他方で「不在地主オヨビ一定限度以上ノ農地ヲ所有スル地主ヨリ、漸次農地ヲ買取マタハ

収用シテ自作農化スルモノトス」<sup>(29)</sup>という方針を採用した。その他各種団体の農地制度についての意見<sup>(30)</sup>もふくめ、いまや不在地主・大地主層の土地から漸次自創事業にのせて、それらを後退させていくことが望ましいとする考えは大勢となりつつあったといえる（自創事業の推進にさいして、自由・間接創設主義の建前はあくまでも堅持しつつ）。

戦時下における在村地主の動向 これに対して、がいして土地所有規模の小さい在村地主層——そのかなりの部分は耕作地主——については、彼らの土地所有を基礎にその地主的側面を後退させ、逆に自作的側面をつよめつつ、自作適正経営に推転させ、仕立てあげようとする企図が体制側につよくみられた。そのことよって、「自己崩壊」の危機に直面する日本農業のもとにあって、「毅然トシテ永ク農業ニ精進スル……適正経営農家が当該村ニオケル農業上ノ中核トナリ村全体ガ隣保共助ノ精神ニヨリ安定且調和」<sup>(31)</sup>（標準農村設定要綱）している標準農村・皇国農村における中核指導層に彼らを据え、食糧確保と大和民族培養の課題を遂行していくことが企図された。

太平洋戦争下に、地主の経済的・政治的・社会的地位の後退がさらに一段とすすむなかで、がいて土地所有規模の小さい、そして不在地主とちがってむらの諸負担・諸機能を分担する在村地主の、村における地位はなお無視しえないものがあり、体制によっても彼らの役割が重視された。四一年一二月、桜井武雄は、この在村地主について、「多かれ少かれ、部落の農業生産と直接間接の関連をもち、また村の役場とか農会、産業組合、その他の公私団体の役員をだすのも多くこの層である(り)、いまなお身分、格式、血縁関係等が相当ものをいう部落の伝統的生活のうちに根をはっている、この層の力を無視することはできない。部落の増産問題や共同問題についても、この層の発言権は相当強いものとみなければならない<sup>(32)</sup>」、とした。

この在村地主も戦時体制の進展下に分解の岐路にたたされてきた。彼らは地主であるとともにしばしば耕作者でもあり、またそのなかのかなりのものが富農として年雇や臨時雇を相当数雇用していた。彼らは農業生産力的にも経営的にも村における上層の、指導的階層をなすことが多かった。だが、戦時下の農村労働力の急激な流出

や労働賃銀の高騰は、これら耕作地主層の経営的基盤を脅かすに至った。その点では、彼らの農業経営を縮小させ地主的側面を強めようとする力が一面では働いた。だが他面、小作人の耕作権が強化され、小作料収奪も実質的には大幅に後退させられつつある現況のもとでは、耕作地主にとって地主化の方向は有利でなかった。別の可能性は、機械化や畜力化、共同作業・施設などによって、農業労働力の流出に対処しつつ、その経営と生産力を維持し、できれば拡大・増進する方向であった。食糧不足が激化し、小作料が統制され、食管制度のもとで生産者価格と地主価格の格差が拡大される状況のもとでは、在村地主にとってこの方向の選択は願望としてはかなり強かったといつていい。戦時体制下に農業用資材供給が逼迫するもつで、電動機・発動機ばかりでなく、まだ「点」的ひろがりではあったが東北・北陸の稲作地帯を中心に自動耕耘機の一定の普及をみたことは、耕作地主層の右の願望を反映したものとしてみても注目すべきであろう(自動耕耘機所有台数…一九三七年〓五三七台〓三九年〓二八一九台〓四二年〓七四三六台と急増)。

在村地主の自作化と小作人おいだしの企圖 四三年四月、

前記「自創事業の整備拡充要綱案」を「農地審議会」に付議するに当って農政当局（石井農政局長）はつぎのような趣旨説明をおこなった。

「創設又は維持せんとする農家は原則として農業の真義に徹し永く農業に従事しうる農家を対象とする訳であります。従来は農地調整法の施行規則にもございませうに自作地の創設を受くるものは土地が小作地又は借地であるばあいはその小作人又は借地人であるばあいといふことを原則として決めておいたのであります。この原則を堅く採ることは適當でない、かように考えまして、上述の趣旨を実現するために必要あるときは、創設させ（ら）るる土地が小作地なるばあいにおいては必ずしも当該土地の小作人のみを対象とするを要せざるものとすることとしたのであります。方針を徹底しておくことが必要と考えられます事項は、「尚」（九頁傍点部分——暉峻）以下に書いてある。すなわち、地主が現に小作にだしている土地を自ら耕作する、さうしていわゆる適正経営農家にならうといふばあいにおいて、……当該地主が真に国家の要請に即応する適正経営農家たりうるといふ見込があるばあいにおいては、まづその地主をその土地

については優先的に適正経営農家にするといふことを考へる。しかしながら、現に耕作を致しておる当該耕作地の小作人というものの措置については万全の方法を講じてまいらなければならない。それには不安を与えないように、あくまで農民として育成をするために地主をして農地を開放させるなり、あるいは農民を満州方面に入植させる、それについての斡旋措置を講じ、遺憾なきように措置を致しました上に、現実のその土地については地主を優先的に適正経営農家たらしめるといふのが、実際の事態として適當であらうとかように考えまして、そのことを明かに致したいと考えた<sup>33</sup>（傍点部分——暉峻）。

農政当局の意図はこれ以上説明するまでもなくあきらかであろう。このような「要綱案」に対して、農地審議会特別委員会の空気は、全体としてその趣旨を諒とするものであった。ただ、戦後、地主寄りの立場から第二次農地改革案に批判的見解を表明した那須皓（東大教授）からはつぎのような不安——だが、真に小作人の立場からではない——が表明された。

「これは私の杞憂であるかも知れませんが、たとえば現在の耕作者を追出すという手段に悪用される危険がな

いでありましょうか。私は趣旨としてこれに賛成なんであります。ただ濫用されるばあいをおそれるのであります。たとえば地主が自作農となるというばあいに小作者より土地の所有者に対して優先的にこれを認めるということは本来の筋と認めますが、それが何か適当な地主に非ずして、現在の人間を追いだすということならば、

その後自作という名称のもとに〇〇〇(三字空白、「半島人」あるいは「朝鮮人」か——暉峻)その他を労働者として傭入れて経営するということが必ずしも絶無とはいえないと思えます。農地委員会の認定が不適当なばあい、土地を追われる現在の小作人が、それについて意見をのべ訴願をするような道は講ぜられているか伺いたい<sup>(34)</sup>。

このような角度からの質問に対しては、農政当局の答弁は当然に、「この運用には誤りのないようにならざるやうに注意を払って措置を致すべきものと考えているのであります」ということとすまされた。そして、「救済の方法……これは訴訟によって争うということになる<sup>(35)</sup>」という、平素小作人にとっては手のとどき難い手段が教示された。

さらに、「当該小作地ヲ耕作スル小作人」以外が自創の

対象とされるのは、必ずしも在村地主のばあいに限らな  
いであろうから、文章形式の点から、委員会に提出され  
た「要綱案」を整理し、手直しする必要があるとの意見  
が石黒忠篤からだされ<sup>(36)</sup>、農政当局はそれに従って改訂  
「要綱案」をまとめた。その過程で、「創設セラルル土  
地ガ小作地ナル場合ニ於テハ原則トシテ当該土地ノ小作  
人ヲ対象トスルモ」という文章が冒頭部分に挿入され  
り、前記「尚」以下の文章も原案では「適正経営農家タ  
リ得ベシト認メララルトキハ」(九頁参照)とあったのが、  
「認メララルモノニ限り」と改められるなど、改訂要綱  
案は当初案にくらべて、表現上は、自創事業が「当該土  
地ノ小作人ヲ対象トスル」方針を前におしだし、他面、  
在村地主の自作化容認条件をきびしくするなど、原案で  
みられた、地主自作化容認のどぎつさをオブライトでつ  
つむものとなった。だが、このような限定がつけられた  
にもせよ、委員会議事録からみるかぎり、審議過程で農  
政当局の当初の企図に対する明確な批判と抵抗のもとで  
これらの限定が付されたものでないことを考えると、在  
村地主の自作化に優先権を付与したいとする農政当局の  
企図はなおつよくこめられていたとみるべきであろう。

さらに、在村地主が依然として農村で強い発言力を持ち、農民運動とその組織がきびしく規制・弾圧されていた当時の状況下では、この改訂「要綱」をもってしてもなお、在村地主が現実に適正経営の要件を備えているときはもちろんのこと、そうでないばあいでも、小作人のおいたてによる地主自作化の容認に利用されるおそれが多分にあったとみるべきであって、その点では那須の言はたんなる杞憂ではなかつた。

ちなみに、つぎの二点に留意しておこう。第一は、すでにのべたように、地主の自作化を小作人の賃借権に優先させる方針そのものは、すでに三八年の農地調整法でもあきらかにされていた。だが、地主の自作化を適正経営創設との関連で優先させようと企図されるのは四三年の段階に至ってからである。このようにして、「自作農創設事業によって自作農化すべき主体を原則としてその土地の小作人に限定した初期の（本事業発足の二六年当時の——暉峻）自創事業にくらべ、大きな理念の転換が生じた」のであった。この変化をもたらしたものは、戦局の進展のもとで、体制側が一面では日本農村の現状を「自己崩壊」の危機として深刻にうけとめ、また、他面

では農業構造改革の可能性もでてきたと判断したことによるものといえよう。

第二に、在村地主層を適正経営に推転させつつ村の指導者たらしめ、そのもとでおしだされた小作農を開拓地に收容しようとする構想それ自体は、日本帝国主義崩壊後の連合軍占領下に、ともあれ日本の体制側によって独自に構想される第一次農地改革案にも継承されたということである——ただし、植民地喪失のこの段階では開拓地はもっぱら内地のそれであった。ここに、戦時体制下の皇国農村確立政策と第一次農地改革案との理念的むすびつき・連続性——他面での両者間の断絶性とともに——をみる必要がある。

**自創事業の矛盾と困難** 自創事業の大幅な拡充は、かねてその事業が農地価格の騰貴との関係でもっていた前述（二頁参照）の矛盾を一層拡大した。自創事業の対象とされる自作地の価格は結局、臨時農地価格統制令による統制価格とすることされたが、インフレと、転用をはじめとする農地需要の増大傾向のもとで、その統制価格では自創事業への地主の協力が十分得難いという事態が一段と重大化した。自創事業推進との関連で農地価格の

問題が農地審議会でもあらためて大きな論議の対象となつたことはいうまでもない。低すぎる統制価格に対する不満と対策がいろいろの委員からだされた。

「小作人はいいが、地主は減びて了えという議論はなりましたん」、「土地の値段をもう少しゆるめれば何も政府がやらなくても自作農になるのが沢山ありますよ」、「帝國農会でも……農政研究会も同意しません、今の価格では」(高田耘平)。「丁度、米に二重価格があるように土地についても二重価格をやらないと、大きな計画はやる訳にはいかんようになる」(石黒忠篤)、「土地の価格を払うにしても一部分は貨幣で、他の一部分は水田等については米をもって払うというようにすれば、買った方もある程度安定し、手放す方も将来米価がどれ位高くなるか判らないという杞憂が少なくとも二五年間というものは脱却することができる」(那須 皓)、などの意見が統出した。

もちろん、農地についてだけ二重価格をもうけたり、米による現物支払いを認めることは困難であった。臨時農地価格統制令の範囲内で可能な方法を講ずることによつて、つまりその弾力的運用によつて、統制価格の「適

正化」をはかり、自創事業の推進に寄与させていきたいとの方針が、農地審議会で農政当局からあきらかにされた。だが、自創事業の拡充・推進といつても、それがひきつづき自由・間接創設主義の建前に立脚する以上、それが遭遇せざるをえない農地価格問題のために、この事業は重大な制約をうけることを余儀なくされた。

「自創事業ノ整備拡充要綱」では、初年度の一九四三年度は三万ヘクタール、四四年度以降は毎年六万ヘクタールの自作農創設を既墾地につき実施する計画であつた。たしかに、第三表でみられるように、自創事業による創設面積・戸数とも、「自作農創設促進方策要綱」策定の四三年度から大きくのびてはいる。だが、創設面積で見ても、四三年度は計画のわずか三分の一にとどまっていた。そして、この事業を拡充・推進すべく、四四年度から、土地提供地主に対し、統制農地価格のほかに、地主採算価格と統制価格との差額に相当する「報奨金」(一〇アール当たり水田一五〇円、畑九〇円、ほぼ統制価格の四分の一に相当)が別途支払われることとなつた。それでもなお、四四年度の実績は計画の三分の二弱にとどまっていた。

第3表 自作農創設維持事業

	(面積ヘクタール)			戸数(戸)		
	(創設)	(維持)	(計)	(創設)	(維持)	(計)
1940年度	8,800	421	9,220	14,161	977	15,138
41	8,326	248	8,574	12,893	550	13,443
42	8,967	195	9,162	12,937	568	13,505
43	10,869	504	11,373	14,388	1,056	15,444
44	38,273	1,001	39,274	77,867	1,757	79,624
45	62,900	443	63,344	154,555	567	155,122

資料) 農林省農地局「農地問題に関する統計資料」1952年版より。

- 注) 1. 1944年度=徳島・鹿児島, 45年度=徳島は書類焼失のため実績不明。  
 2. 既耕地についての「自作農創設」の計画は, 43年=3万ヘクタール, 44年=6万ヘクタールであった。

創事業の拡充をもって、「地主制の有償解体の途」と規定し、「戦時中すでに政府に(よって)このような形式的にも地主的土地所有を否定してゆく動きが基本政策として打出され」(カッコ内字句と傍点——暉峻)、四〇年以

以上のよう  
 に、太平洋戦  
 争期に、自創  
 事業はその計  
 画においても、  
 画においても、  
 計画実現の手  
 段においても、  
 日中戦争期の  
 それを大きく  
 のりこえて拡  
 充・強化され  
 たが、事業の  
 進捗はなお重  
 大な制約を免  
 れなかった。

四三年の自

降の太平洋戦争下に「地主制的支配秩序の決定的解体過程が全国的(近畿型・東北型・養蚕型といった地帯区分にかかわりなく——暉峻)・全面的に進行」したと規定することは、地主的土地所有解体の実態あるいは解体政策の過大評価というべきであろうし、またそのもとで、在村地主と不在地主の後退状況の差異や小作人おいだしによる地主自作化の政策的企図が看過されてはならないであろう。四三年基点の自創事業でさえも、いまやその存在が体制側からも好ましくならざるものとされた不在地主・大地主の土地の買収という点でも、さらにひろく地主地の買収による小作農一般の自作化という点でも、計画自体が重大な制約をもっていたうえに、実績も目標を大幅に下まわった。さらに他面では、地主自作化さえもその企図のごとくにはすまなかつた。

このようにして、食管制度下の米価政策や自創政策の展開のもとで、小作料の実質的収奪率や土地所有規模の両面で、日本の地主的土地所有は戦時体制の進展下にあきらかに後退の度合をつよめながらも、敗戦に至るまで不在地主をもふくめてその基体が保持され、小作料収奪も不在地主でさえ終戦まぎわになお小作料率三〇%の重

みを保持したのであった。結局のところ、地主的土地所有の解体にむけてのさらに大きな一歩は、敗戦後、日本の体制の手によってとあれ立案・実施されようとした第一次農地改革案——それは、第二次農地改革案にくらべても、地主的土地所有と小作料収奪の解消という点でなお重大な制約と妥協性をもっていたが——による、自由・間接創設主義から強制創設主義への自創事業の飛躍をまたねばならなかったのである。

**適正経営創設の挫折** 皇国農村建設のためにその中核にすえられるべき適正経営の創設は、自創事業よりもさらに一層困難だった。甚大な生産力と人命の破壊をともなう戦局の悪化のもとでの内地での労働力と兵員の全般的不足の激化という状況下に、内地での適正経営創出を可能にする条件とされた満州農業移民計画も、自創事業が適正経営創出とセットにされて大きく拡充されたその四年の「時点ですでに……事実上、崩壊していた」<sup>(44)</sup>。農業労働力は一面で労働者・兵員として激しく流出したが、他面、食糧不足の深刻化、インフレ下の低実質賃銀、都市人口の農村疎開は、零細農業経営の挙家離農を妨げ、かえってその滞留を促す条件として作用した。さ

らに、化学肥料・農機具等の生産も、早いもので日中戦争開始後数年をですして、おそいものでも太平洋戦争開始とともに低下に転じた。農機具用の鉄綱の供給も四二年以降、急落するに至った<sup>(45)</sup>（戦前期動力耕耘機生産のピークは四〇年Ⅱ二五八一台）。これらの条件も、農業労働の生産性を低下させ、農業経営規模の拡大を妨げ、零細経営を滞留させる条件として作用した。

**適正経営への転化が**つよく期待された在村地主層も、自動耕耘機等農業用機械の供給削減のもとで、その経営規模の維持・拡大も困難となり、さらに、農業年雇・家事奉公人への飯米保有の手当にもかかわらず、はげしく進行する彼らの脱農流出のもとで（年雇は四一年八月Ⅱ一六万四〇〇〇人↓四七年八月Ⅱ一万一〇〇〇人）、在村地主層はその農業経営の縮小・解体においこまれた。このようにして、在村地主層の自作化を内包した適正経営の創出による皇国農村確立の企図は、他方で、日本の支配体制がみずから招いた戦局の破局的進展の諸条件のもとで、挫折を余儀なくされた。新旧富農経営のみならず農民的適正経営までも、その多くが経営の縮小を余儀なくされるなかで、以前にもましてその度合を強めた

零細農民経営体制を、敗戦後の日本は戦時体制下の遺産としてひきつぐこととなったのである。

- (1) 農林省農務局「自作農地創設維持ニ関スル参考資料 続」一九二九年 一〇一頁。
- (2) 自創事業と農地価格の矛盾の状況については、たとえば、『資料集成』第一〇巻 八一—九一—八二三、八三三—八三七、八四七—八五五頁を参照。
- (3) 日本における自創政策の推移と意義については、たとえば、吉田克己「農地改革法の立法過程」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革 6 農地改革』東京大学出版会一九七五年所収)、ならびに河相一成「自作農創設維持政策の性格」(菅野俊作・安孫子麟編『国家独占資本主義下の日本農業』農山漁村文化協会 一九七八年所収)を参照。なお、河相は一九二六—四五年の自創事業を三期に区分してその推移を分析し、その全体としての意義をつぎのようによろしく総括している。すなわち、農民による下からの耕作権確立の要求を圧殺しつつ、上からの力で、地主の絶対的所有権のごく一部を小ブル的所有権にすりかえ、日本資本主義体制の危機発現を回避せんとし、そしてそれに成功した。独占資本は地主との矛盾をふかめつつも、それが基本的に依拠する低賃銀構造の根源となつていゝ地主的土地所有を否定しえなかつた、と。ここでは、日本における独占資本と地主との結合がその認識の基調にある。小ブル的土地所有の上からの創設も、下からの耕作権確立要求の斗い、体

制的危機への対処のため、体制側がやむをえずとつた政策でしかない。

だが、戦争経済の進展のもとで、農業生産力の維持増進という政策課題が中心的位置を占めてくるなかで、独占資本と高額小作料収取の地主との矛盾が次第につよまり、独占主導の権力が地主的土地所有に対する規制をつよめようとする過程が進行することは看過できないであろう。だが、日本の権力は敗戦の段階までついに地主的土地所有を、その小作料収奪という点でも、また土地所有それ自体としても、最終的に排除しえなかつたのである。

- (4) 「自作農創設事業ノ拡充強化施設ノ概要」(一九四三年)『資料集成』第一〇巻 八五九頁。
- (5) 標準農村設定要綱案を審議した「農林計画委員会」(一九四三年四月)での橋本伝左衛門の発言。同右、七四三頁。
- (6) 同右 八五九頁。
- (7) 同右 七八四頁。
- (8) この政策についてくわしくは、同右 第三篇第三章 七一—八二頁を参照。
- (9) 同右 七一—九頁。
- (10) 一九四〇年二月、第七五帝国議会提出の社会大衆党「農地国家管理法案理由書」。同じものは同党がすでに解党された(一九四〇年)のちの四二年一月に、平野力三・浅沼稻次郎らによって、第七九帝国議会にも提出された。同右 六七四頁。

- (11) 同右 七三〇頁。
- (12) 「標準農村設定要綱案」(一九四三年)によると、当時、「適正経営農家」は、「専業自作経営ナルコト」、「経営ノ基本ヲ家族労働力ニ置クコト」、「主要食糧ノ生産ヲ根幹トシ家畜飼養ヲ伴フ経営ナルコト」などをその要件とするものとされた。くわしくは、同右 七三〇頁。
- (13) 同右 七二〇、七二二頁。
- (14) 同右 七三〇頁。なお、この点については、前記「農林計画委員会」における石井英之助農政局長と千石興太郎委員との質疑応答(同右 七四九―七五一頁)を参照。
- (15) 同右 七二三頁。
- (16) 阪本楠彦「戦時農業の変貌」農政調査会 一九五二年 四二頁。
- (17) 自作農は小作農に比して生産力的に優位にたっており(一〇アール当たり収穫量で一―二割高い)、当時の「自作農家」層の一定の進出傾向にもかかわらず、農政当局が自作農家を日本農業の中心にすえて考えていた点については、『資料集成』第一〇巻 七四九―七五一、七八七頁を参照。
- (18) 同右 八一〇頁。
- (19) この時期の中小商工業の企業整備・解体、転業の推進については、塩田咲子「戦時統制経済下の中小商工業者」(中村政則編『体系・日本現代史』4 日本評論社 一九七九年所収)を参照。
- (20) 『資料集成』第一〇巻 七二二頁。
- (21) 同右 七二二頁。
- (22) 森重千夫(拓務事務官)「満州農業移民問題について」『帝國農會報』第二三巻 一〇号 一九三三年一〇月所収)五四、五八頁。日本の小作貧農は満州に追いだされ、こんどはそこで彼ら自身、中国人を追いだしたあとに自作農になったばかりでなく、彼ら内部の分解を通して、一部はさらに富農化・地主化していった。その経過については、浅田喬二「満州農業移民の富農化・地主化状況」(駒沢大学経済学会『経済学論集』第八巻三号 一九七六年十二月所収)を参照。
- なお、満州農業移民問題についてくわしくは、満州移民史研究会編『日本帝國主義下の満州移民』竜溪書舎 一九七六年を参照。
- (23) 同右 『日本帝國主義下……』八七頁。
- (24) 浅田喬二「満州農業移民政策の立案過程」(同右書所収)を参照。引用箇所は「第二期五ヵ年計画」中の「方針」、同右書 八五頁。なお、満州移民の中心地長野県埴科郡における農業移民・分村計画とその実施、計画の担い手と移民対象層についてくわしくは、君島和彦「ファシズム下農村における満州移民」(大江志乃夫編『日本ファシズムの形成と農村』校倉書房 一九七八年 第七章)を参照。
- (25) 『資料集成』第一〇巻 八一〇―八一二頁。

- (26) 桜井武雄『農村政策論』光書房 一九四二年 一五二頁。
- (27) たとえば、一九四三年四月の「農地審議会・特別委員会」における農政局長石井英之助の答弁。『資料集成』第一〇巻 八五二―八五三頁。
- (28) 同右 解説(九三頁)。
- (29) 同右 六九一―六九二頁。なお、この「審査報告」の年月日は不明。
- (30) この期における各種団体の農地制度についての意見については、同右 六九〇―七〇〇頁を参照。
- (31) 同右 七七八頁。
- (32) 桜井武雄 前掲書 一五九―一六〇頁。なお、桜井は、「村内地主の代表的なものは、農林省の地方事情調査員の報告を平均すれば、全国を通して大体五町歩どころの地主である。地区別に見れば、東北農村においては在村地主の中堅は七町歩ないし八町歩の地主であり、近畿地方農村においては平均して二町七反余というのが在村地主の典型とされている」(同右 一五九頁)、としている。
- なお、長野県埴科郡五加村の調査によって、戦時体制下においても村政担当という点で在村地主層の主導性が最後までくずれなかったことを実証しようとしたものとして、小峰和夫「ファシズム体制下の村政担当層」(前掲、大江編『日本ファシズムの形成と農村』第八章所収)を参照。
- (33) 『資料集成』第一〇巻 八一三―八一四頁。
- (34) 同右 八一八頁。
- (35) 同右 八一八―八一九頁。
- (36) 同右 八二七―八二八頁を参照。
- (37) 吉田克己 前掲論文 一四四頁。
- (38) 『資料集成』第一〇巻 八三二、八三四、八三六頁。
- (39) 同右 八三四頁。
- (40) 同右 八三五頁。
- (41) 臨時農地価格統制令のもとでも、農地価格算定の基礎とされる「倍率」(「貸賃価格」に掛けられる)を別に定めるとか、倍率が定められているときも、一定地域にかぎり地方長官が農林大臣の許可をうけ倍率を改訂しうる、等の措置をとり、農地価格の「適正化」をはかりうるものとされた。くわしくは、同右 八四〇―八四一頁を参照。
- (42) 細貝大次郎『現代日本農地政策史研究』御茶の水書房 一九七七年 一〇七一頁以下、阪本楠彦『地代論講義』東京大学出版会 一九七九年 一五七―一八頁を参照。
- (43) 森 武磨「戦時下農村の構造変化」(『岩波講座 日本歴史』20 近代7 岩波書店 一九七六年 三四七、三六〇頁)。
- (44) 浅田 前掲論文 九九頁。
- (45) 深谷 進『日本農業機械化の特質』季節社 一九四八年 一四五頁。
- (46) 旧型富農は、旧来の地主的土地所有のもとでの小作関係を利用しつつ、地主層が小作貧農層から低廉で、劣悪劣

働条件に耐えて働く労働力を年雇・臨時雇としてひきだしつつ、自ら農業経営を営む形態を指す。これに対して新型富農は、その農業労働力の雇用が、地主的土地所有とむすびつくことなく、また小作関係を直接利用することなしにおこなわれるばあいであって、戦前期には、第一次大戦以降商業的農業の漸次的展開のみられた畜産・果樹作・そさ

い作・円芸部門を中心にこの形態が芽生えた。

付記 本稿は、『一橋論叢』第八〇巻第五号（一九七八年一

一月）所収の拙稿「戦時農地政策」に接続するものである。併読していただければ幸いである。

（信州大学教授・一橋大学講師）